



2024年12月9日

各 位

会社名 株式会社ビーアンドピー  
住 所 大阪市西区江戸堀二丁目6番33号  
代表者名 代表取締役社長執行役員 和田山 朋弥  
(コード番号：7804、東証スタンダード市場)  
問合せ先 経営管理部部長 近藤 恵太  
(TEL. 06-6448-1801)

### 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月16日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しております通り、2025年1月28日開催予定の第39回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、当社は、本日開催の臨時取締役会において、2025年1月28日開催予定の第39回定時株主総会において付議する定款の一部変更について、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の一層の強化を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ると共に、業務執行の意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものであります。その他、上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年1月28日(火)(予定)
定款変更の効力発生日	2025年1月28日(火)(予定)

以 上

【別紙】定款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は 10 名以内とする。</p> <p><u>② 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p><u>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び執行役員) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び執行役員) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p><u>第 31 条 当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	
<p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第 6 章 会計監査人</p>	第 6 章 会計監査人
<p>(会計監査人の設置)</p>	(会計監査人の設置)
<p>第 42 条 (条文省略)</p>	第 35 条 (現行どおり)
<p>(会計監査人の選任)</p>	会計監査人の選任)
<p>第 43 条 (条文省略)</p>	第 36 条 (現行どおり)
<p>(会計監査人の任期)</p>	(会計監査人の任期)
<p>第 44 条 (条文省略)</p>	第 37 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>② (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 47 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 48 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 49 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 39 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>